



埼玉県報

第 2960 号
平成 29 年(2017 年)
12 月 12 日
火曜日

目次

告示

- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 坂戸都市計画道路の変更に係る案の縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画道路の変更に係る案の縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更に係る案の縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 十一か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 十三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年十二月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月十二日から平成三十年四月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月十二日から平成三十年四月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画道路三・三・一号新熊谷入間線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前、字天神前の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部

都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十二日から平成二十九年十二月二十六日まで

告示

埼玉県告示第千三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

行田市都市計画道路三・三・二号国道百二十五号行田バイパス、三・五・七号長野荒木線、三・五・十一号行田市駅通古墳群線及び三・五・十四号常盤通佐間線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・二号国道百二十五号行田バイパス）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

行田市大字谷郷字上谷の一部

（三・五・七号長野荒木線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

行田市大字皿尾字駒形、大字谷郷字田中及び字南谷及び字明神前、谷郷一丁目、谷郷三丁目、栄町、桜町二丁目、大字長野字馬場裏及び字天沼及び字小見街道、大字荒木字前内手及び字宿ノ内及び字田町及び字相生の各一部

（三・五・十一号行田市駅通古墳群線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

（三・五・十四号常盤通佐間線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

行田市谷郷三丁目、大字谷郷字明神前及び南谷の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十二日から平成二十九年十二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十六号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画
下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

川越市大字福田字見入、川島町大字下伊草字下川袋及び大字伊草字下川袋町の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、川越市上下水道局事業計画課、川島町上下水道課及び埼玉県荒川右岸下水道事務所

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十四日から平成二十九年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県狭山市狭山台二丁目二十八番七号

有限会社フレンドリー

二 取消年月日

平成二十九年十二月八日

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間市大字仏子九百三十五番地

名倉 美佐子

二 指定年月日

平成二十九年十二月八日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年九月六日

指令川建セ第二九〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月七日

川建セ第二九〇〇三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字打越三千三十九番八、番九、三千四十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市神明町二丁目六番十五号 グラン・ペール一〇三

松山 寿希

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 日時

平成二十九年十二月十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

ロ その他